

## 被扶養者の資格確認調査を終えて

今年度も医療費の適正給付のため、被扶養者の「資格確認調査」を実施させていただきましたが、アルバイトの収入超過等により、遡って被扶養者取消を行う事例が多く見受けられました。

遡って取消となられた方は資格喪失後にかかった医療費及び給付金を共済組合に全額一括で返還していただく事になりますので、くれぐれもご注意ください。

また、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であった場合は、国民年金第3号被保険者の資格も併せて喪失しますので、取消日以降の国民年金保険料も遡及してご自分で納めていただくこととなり、医療及び年金面で思わぬ負担が生じます。被扶養者の要件を欠く場合は早急に共済組合までご連絡ください。

### 今回多かった取消の事例

#### 事例 1

被扶養者である子がアルバイトをしていて、所得証明書では年額約110万円だったが給料明細書で月額を確認すると非課税交通費が支給されており、非課税交通費と合わせると108,333円を超える月が3ヶ月以上続いた。

#### 結果

パート・アルバイトをされている方で、ご注意いただきたいのは「**非課税交通費は収入に含まれる**」という点です。

非課税交通費は所得証明書にでてこないのでも支給されている方は給料明細書をご確認ください。また、年額130万円を超えていなくても、賞与、交通費等を含めた給料月額が「**108,333円を超える月が三ヶ月以上続く**」場合は取消となります。

#### 事例 2

遠隔地に住んでいる子どもが4月から就職していた。

#### 結果

就職先から保険証が発行されている場合は、**就職日から取消**となります。また、就職後の取消申告が何ヶ月も後になって提出されることがあり、その間に共済組合の保険証が使用され、医療費の返納をお願いする事例が多くありますので、遠隔地に住んでいる被扶養者の収入額等もしっかりご確認ください。

#### 事例 3

被扶養者である父が公的年金以外に個人年金を受給していた。受給している年金額を合わせると60歳以上の認定限度額180万円を超えることとなった。

#### 結果

生命保険契約等の個人年金及び貯蓄型の個人年金は公的年金等と同じ税法上の雑所得であるため公的年金と同様に**支払を受けた年金額を恒常的な収入**とみなし取消いたします。

特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)を受給していて満額支給対象の年齢となった方、もしくは65歳となり老齢基礎年金が支給となる方は必ず年金額の確認をしてください。

### <お願い>

## 組合員証は大切に!

組合員証は小さなカードですが、時として数百万円の医療費を医療機関に支払う証ともなるものです。

紛失もしくは盗難等に遇われても組合員証等はキャッシュカードのように利用制限をかけることができません。取扱いはくれぐれもご注意ください。

また証紛失の原因が、盗難等で他人に悪用される可能性がある場合は、必ず警察署に届出を行っておいください。

なお、組合員証等の再交付にあたっては、「再交付申請書」を所属所を経由し共済組合に提出していただければ、速やかに再交付いたします。

※「再交付申請書」は公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。